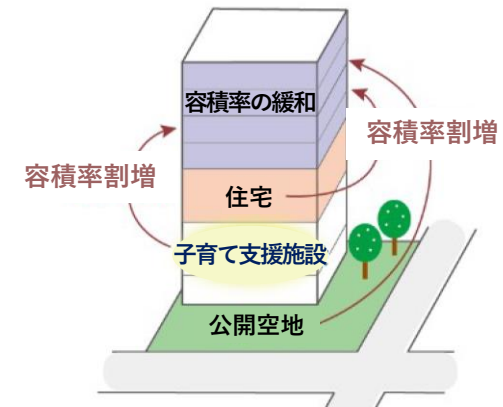


(参考)都市開発諸制度における住宅供給促進型の概要

都市開発諸制度とは、公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度のことで、「再開発等促進区を定める地区計画」「高度利用地区」「特定街区」「総合設計」の4制度のことです。

「住宅供給促進型」は、住宅を整備することで通常よりも大きな容積率の緩和を受けることができます。



容積緩和のイメージ

整備区分	国際ビジネス交流ゾーン					活力とにぎわいの拠点地区	その他	住宅供給促進型
	中核的な拠点地区	中核的な拠点周辺地区	活力とにぎわいの拠点地区群	活力とにぎわいの拠点地区	左記以外			
一般型*1の割増容積率の限度及び育成用途の割合	300%	1/2	1/2	1/5(200%超は2/5)	育成用途	1/5	業務以外	住宅 (割合は各制度による。)
	250%	育成用途	育成用途	育成用途	業務以外	育成用途		
	200%	育成用途	育成用途	育成用途	業務以外	育成用途	業務以外	
	↑割増容積率							
	↓基準容積率							
割増容積率の限度*5	300%	250%	250%	250%	250%	250%	200%	300~500% (制度による)

通常は、割増容積率の限度は200~300%

住宅供給促進型は
300~500%